

平成 25 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
 代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
 (JASDAQ・コード6669)
 問合せ先
 役 職 経営戦略グループマネージャー
 氏 名 梶原 慶枝
 電 話 075-415-8280

子会社の破産手続開始の申立ておよび債権の回収不能に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 19 日の取締役会において、下記のとおり、当社の子会社である株式会社フェアリープラントテクノロジー（以下、FPT）の破産手続開始の申立てをすることを決議し、これに伴い同社に対する債権について回収不能となるおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 破産手続開始の申立てをするに至った経緯および理由

当社は、平成 24 年 3 月 13 日に「植物育成プラント事業の廃止および子会社の解散方針の決定に関するお知らせ」および平成 24 年 7 月 25 日に「子会社の解散および特別清算に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社子会社である FPT を平成 24 年 7 月 26 日付で解散し、平成 24 年 8 月 3 日に特別清算の開始決定を受け、特別清算手続を進めてまいりました。特別清算にあたり、FPT が所有する不動産の売却活動を続けてまいりましたが、現時点において売却の見通しが立たないため、特別清算手続を取止め、破産手続開始の申立てを行うこととなりました。

なお、FPT を解散するに至った経緯および理由につきましては、平成 24 年 3 月 13 日付公表資料「植物育成プラント事業の廃止および子会社の解散方針の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 負債総額

1,532 百万円

3. 子会社の概要

(1) 商 号	株式会社フェアリープラントテクノロジー	
(2) 本 店 所 在 地	京都府京都市	
(3) 代表者の役職・氏名	代表清算人 上甲悌二	
(4) 事 業 内 容	閉鎖型植物工場の企画、設計、運営コンサルティング	
(5) 資 本 金 の 額	10,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 17 年 5 月 24 日 (解散年月日 平成 24 年 7 月 26 日)	
(7) 大株主及び持株比率	当社 99.7%、その他 0.3%	
(8) 上場会社と当該会社との関係等	資 本 関 係	上記(7)のとおり
	人 的 関 係	なし
	取 引 関 係	貸付金他 935 百万円
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の連結子会社

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	23年／6月期	24年／6月期	24年／7月期
純 資 産	△811	△1,211	△1,216
総 資 産	733	417	415
1株当たり純資産(円)	△774.89	△1,157.48	△1,161.51
売 上 高	138	59	—
営 業 利 益	△311	△148	△2
経 常 利 益	△287	△154	△4
当 期 純 利 益	△277	△400	△4
1株当たり当期純利益(円)	△265.47	△382.59	△4.03
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円)

4. 今後の見通し

速やかに破産手続開始の申立て準備を行い、申立てを行う予定です。

破産手続開始の申立てに伴い、当社のFPTに対する債権935百万円は回収不能となる見込みですが、当該債権につきましては、すでに貸倒引当金を計上しており、当社の平成25年7月期個別業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。また、当社の平成25年7月期連結業績に与える影響につきましても軽微であると見込んでおりますが、業績予想の修正等が必要であることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

(ご参考)

- (1)申立代理人 大阪市中央区北浜3丁目6番13号 日土地淀屋橋ビル
 弁護士法人淀屋橋・山上合同
 弁護士 花房裕志
- (2)申立日 平成25年7月下旬(予定)
- (3)管轄裁判所 京都地方裁判所

以 上